

JIS

システム及びソフトウェア製品の 品質要求及び評価（SQuaRE）－ 計画及び管理

JIS X 25001 : 2017

(ISO/IEC 25001 : 2014)

(IPSJ/JSA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 西 悦 子	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.3.21 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 適合性	3
3 引用規格	3
4 用語及び定義	4
5 評価管理の概念	5
6 システム及びソフトウェア品質要求事項の仕様化及び品質評価に対する、要求事項及び推奨事項	6
6.1 概要	6
6.2 組織レベルの活動	6
6.3 プロジェクト管理レベルの活動	8
6.4 評価結果の分析及び利用	9
附属書 A (参考) 品質評価プロジェクト計画書のテンプレート	11
参考文献	14
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS X 25001:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) — 計画及び管理

Systems and software engineering—Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Planning and management

序文

この規格は、2014年に第2版として発行された **ISO/IEC 25001** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“注記”は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、システム及びソフトウェア製品（以下、製品という。）の品質要求事項及び評価に関する計画及び管理の要求事項について詳細を提供する。

この規格は、主に製品の品質要求事項及び評価に関するものであるが、関連するところでは、対応するプロセスに対する要求事項及び評価活動についても規定している。

この規格は、システム及びソフトウェア品質要求事項の仕様化及び評価の実行を確実に成功させるために、組織が識別することが望ましい要求事項を明確にすることを目的としている。

この規格は、SQuaRE シリーズの他の規格とともに使用されることを意図している。SQuaRE シリーズは、**JIS X 0133** シリーズ及び **JIS X 0129** シリーズと置き換わるまでは、**JIS X 0133** シリーズ及び **JIS X 0129-1** と併せて使用されることを意図している。

注記 ここでは、**JIS X 0129-1** と **TS X 0111-2**～**TS X 0111-4** とを合わせて、**JIS X 0129** シリーズと呼ぶ。
この規格は、品質要求事項の定義及び分析に関連して **JIS X 0170** 及び **JIS X 0160** で識別されているテクニカルプロセスに従う。